

運輸安全委員会は、平成30年8月30日(木)、  
船舶事故等調査報告書24件(事故23件,インシデント1件),及び軽微事案の船舶事故等  
調査報告書32件(事故27件,インシデント5件)を、ホームページで公表しました。

24件のうち、事故23件の内訳は、(乗組員等の)死傷等9件、船舶間の衝突7件、乗組員行方不明3件、乗揚及び(岸壁への)衝突各2件また、インシデント1件は、運航不能(機関故障)です。

このうち、重大【東京】事案1件[走錨による貨物船(外国籍)と液化ガスばら積船の衝突事故]の概要を、別紙のとおりご紹介いたします。

公表された事故等調査報告書をもとに、当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。

なお、詳細は、運輸安全委員会のホームページでご確認願います。

[http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2018/MA2018-8-1\\_2018tk0006.pdf](http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2018/MA2018-8-1_2018tk0006.pdf)

また、軽微事案32件のうち、事故27件の内訳は、船舶間の衝突10件、乗揚5件、(岸壁等への)衝突4件、転覆4件、浸水及び火災各2件であり、また、インシデント5件の内訳は、運航不能3件(機関故障)、運航阻害1件、座洲1件です。

【事故概要】 A船(17,019トン)が単錨泊中に走錨したので揚錨後、再投錨したものの、効果を得られず、揚錨中に操船が困難となり、圧流されて付近に錨泊していたB船(2,230トン)に衝突した。

【発生日時】 平成29年8月7日 06時08分

【発生場所】 香川県三豊市詫間港外(港界外付近)

【死傷者】 なし

〈原因〉 A船が、台風の接近により海上暴風警報が発表されている状況下、単錨泊中に走錨したので、船長Aが、揚錨後、安全な海域に避難せず、ほぼ同じ地点に戻って再投錨したため、効果を得られず、揚錨中に操船が困難となり、圧流されてB船に衝突した。

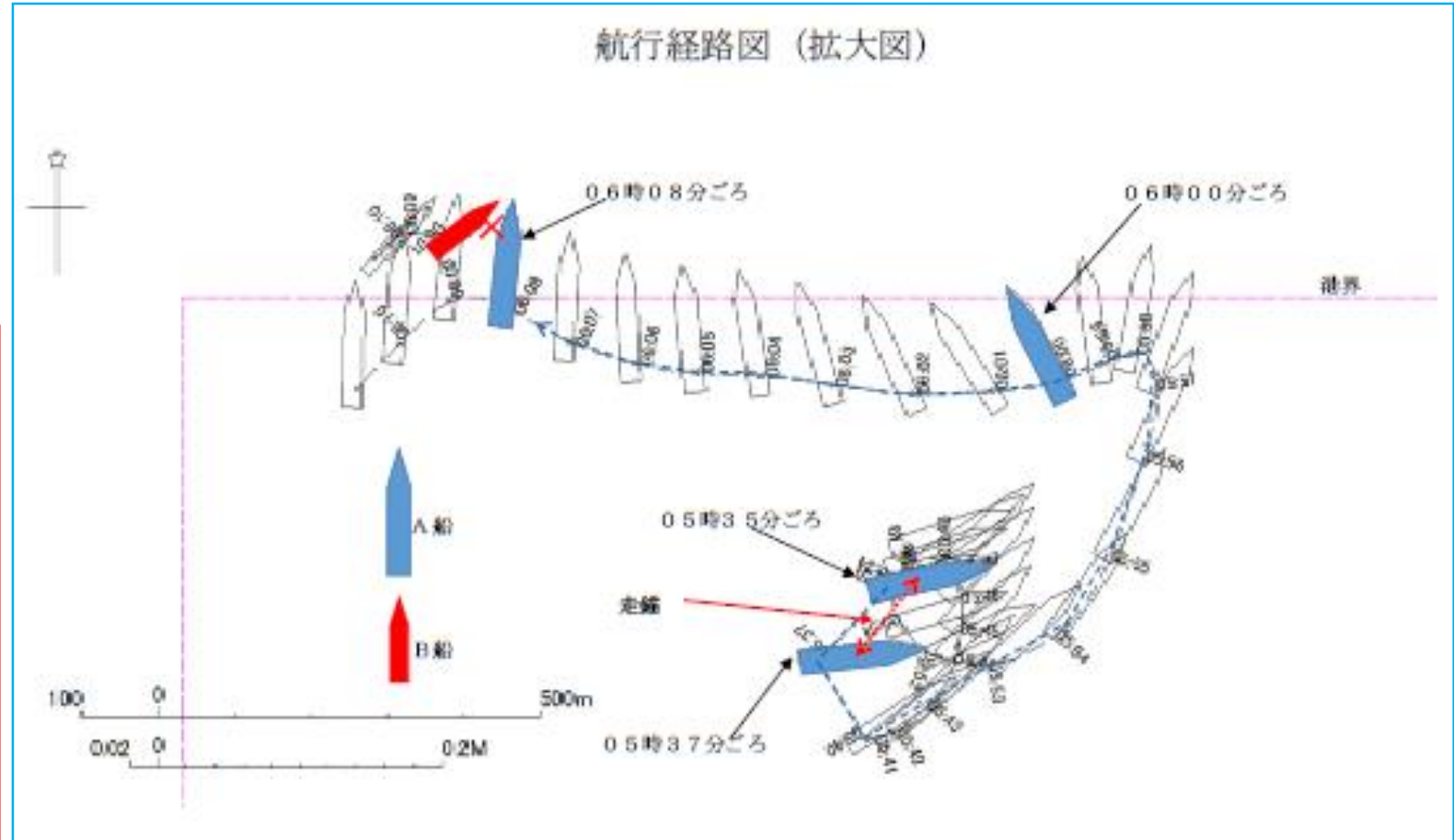
#### 〈背景要因〉

① 安全な海域に避難せず、ほぼ同じ地点に戻って再投錨したのは、船長Aが、錨泊を続けることが荒天を回避する適切な手段ではないことを理解していなかったことによる。

② 走錨したのは、船長Aが、台風による荒天予報情報入手していたが、必要な錨鎖の伸出量及び強風に対する手段を理解しておらず、単錨泊を続けたことによる。

③ 操船が困難となったのは、周囲に他船が錨泊して混雑している海域で、機関を極微速力前進から微速力前進の低負荷運転の状態としていたことによる。

\* 本事故調査報告書は、H30.8.30に公表されました。詳細は、運輸安全委員会のHPでご確認ください。



#### 〈再発防止策・・・対船舶管理会社〉

(1) 暴風荒天時の点検項目の確認をすることで荒天時に必要な錨鎖の伸出量及び強風に対する手段を把握させて確実な錨泊態勢をとること及び緊急時に安全な海域に避難することについて管理船舶の船長を指導すること。

(2) 避泊地が多数の船舶で混雑し、必要な船間距離の確保が難しい場合があるので、避泊できる別の安全な海域についての情報を積極的に提供する。